

松本市観光案内所「多言語翻訳ディスプレイ」設置業務公募型プロポーザル指示書

1 事業趣旨

近年、松本市を訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、観光案内所においても多言語での円滑な情報提供体制の強化が求められている。一方で、人的対応のみによる多言語案内には言語対応数や即時性の面で限界がある。

本事業は、松本市観光案内所に多言語翻訳ディスプレイを設置することにより、日本語を含む複数言語での観光情報提供を可能とし、外国人観光客が必要な情報を自ら迅速かつ正確に取得できる環境を整備することを目的とする。

あわせて、窓口対応における案内業務の円滑化・高度化を図り、観光客の利便性向上および満足度の向上を通じて、松本市全体の観光受入体制の強化を図るものである。

2 委託期間

委託契約締結の日から 2027 年 3 月 10 日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

松本市観光案内所「多言語翻訳ディスプレイ」設置業務(公募型プロポーザル)

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 業務委託料上限額

1, 000, 000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※ライセンス費用がかかる場合には、初年度ライセンス費用を含む

5 企画提案を求める内容

本件は、観光案内所における外国人観光客への情報提供の質及び効率性を高めることを目的とし、単なる翻訳機器の導入にとどまらず、実際の案内業務で有効に活用できる仕組みの提案を求めるものである。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続

開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 国および地方公共団体などにおいて指名停止措置を受けていないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

(5) 5つ以上の国内観光案内所への納入実績を有すること。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和8年4月1日（水）
質問の受付開始	令和8年4月1日（水）
質問の受付終了	令和8年4月13日（月）
参加表明書提出期限	令和8年4月13日（月）正午まで
参加資格審査及び結果通知	令和8年4月16日（木）予定
企画提案書提出期限	令和8年4月22日（水）正午まで （企画提案書はA4で10枚以上20枚以内）
書類審査結果通知	令和8年4月27日（月）予定
プレゼンテーション審査	令和8年4月28日（火）予定

※予定が変更する場合があります。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～ウについて、提出期限までに郵送あるいはPDFにより各1部ずつ提出すること。

ア 参加表明書（様式は任意）

イ 会社概要

ウ 誓約書（様式は任意）

(3) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～エについて、提出期限までに各10部及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。なお、実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。

ア 企画提案書 ※正本1部、複製10部

イ 本業務に関する提案見積書

ウ 業務実施スケジュール（様式任意）

エ 業務協力予定書（共同提案を予定している場合のみ）（様式任意）

(4) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問の要旨を簡潔に記入し、4月1日（水）から4月13日（月）までの間にメールでお尋ねください。

送付先電子メールアドレス:s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp

※ メールタイトルは「(団体名) 松本市観光案内所「多言語翻訳ディスプレイ」質問書」とする。

8 選定方法

(1) 「企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

評価項目		評価内容	評価点
1	事業目的理解度 (20点)	観光案内所の役割・課題を正しく理解しているか。多言語対応による利便性向上を正しく理解しているか。	20
2	多言語対応力・翻訳機能 (20点)	主要な訪日外国人言語を網羅しているか。リアルタイム字幕システムとして観光案内用途として実用に耐える品質か。	20
3	操作性 (20点)	観光客・職員双方が直感的に使えるか。繁忙期でも案内を妨げない設計か。	20
4	観光情報機器としての有用性 (20点)	観光・交通・イベントなどを適切に伝えられるか。	20
5	運用保守将来性 (10点)	障害時の対応サポートが明確か。コンテンツ更新が可能か。	10
6	価格 (10点)	機能・提案内容に対して価格が妥当か。	10

(2) 参加資格の確認及び書類審査

- ア 参加資格については、「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- イ 書類審査は、提案者が4社以上の場合に実施を検討する。なお、書類審査は、提出書類に基づき、「8 (1) (2) 評価項目」に従い評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び書類審査の結果は、期日までに提案者に通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 書類審査を通過した提案者に対し、プレゼンテーションを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは1提案者あたり約20分（提案説明15分、質疑応答5分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する。

エ プレゼンテーション審査においては、提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。

オ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の7割とする。

カ 提案者が1社の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

キ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(4) 委託相手方の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、双方の協議により決定するため、「企画書の内容」＝「実際の業務内容」ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に提案者に対してメールにより通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10営業日以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

1 2 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 当協会が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を当協会が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、当協会に対し、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当協会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 当協会が提出した資料は、当協会の了解なく公表、使用することができない。

1 4 問合せ先

担 当 一般社団法人松本観光コンベンション協会 宮之本伸
住 所 〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所1階
TEL 0263-60-8469
e-mail s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp